

仕様書

海上保安学校

1 件 名

自動車運転業務請負（総務 単契）

2 請負業務の内容及び範囲

- （１） 車両の運転及び日常点検、整備、燃料の補給
- （２） 事故処理に関する事務作業
- （３） 運行等に関する事務作業
- （４） 自動車保険（任意保険）に関する事項
- （５） その他上記に付随する事項

3 請負場所

海上保安学校事務部総務課（以下「総務課」という。）
（京都府舞鶴市字長浜 2 0 0 1 番地）

4 運転請負車両

運転業務請負に使用する車両（以下「請負車両」という。）は、別紙 1 「運転請負車両」のとおりとする。

5 車両運転人数

請負車両を運転する人員は「運転員 1」及び「運転員 2」の 2 名とし、次の業務内容のときは 2 名体制とする。

- ① 2 台の車両運行を必要とする場合。（1 台に 1 名乗車）
- ② スクールバス運行の往復走行距離が運行計画時に 5 0 0 キロメートルを超える場合。
（1 台に 2 名乗車）

ただし、行事などでやむを得ない場合、受注者と協議のうえ、運転員の人数を最大 4 名まで増やすことができる。

6 請負期間等

- （１） 請負期間の年間予定数量（日数）は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの海上保安学校の業務日のうち 2 0 0 日とし、そのうちの「運転員 1」を 1 5 0 日勤務、「運転員 2」を 5 0 日勤務とする。

行事等でやむを得ない場合の 2 名を超える増員が発生する場合の予定日数は運転手 3，4 とも 1 2 日とする。

- （２） 次に掲げる事項については、運転業務を実施させることができるものとする。

- ① 海上保安学校に関連する事件・事故等緊急事案が発生した場合
- ② 学校行事その他業務が発生した場合

- （３） 請負業務を実施する時間は次のとおりとする。

- ① 勤務形態（時間）

・勤務 A 8 時 1 5 分から 1 7 時 1 5 分までの 8 時間とする。（1 時間の休憩時間除く）

- ・勤務B 7時30分から16時30分までの8時間とする。（1時間の休憩時間除く）
- ・勤務C 9時30分から18時30分までの8時間とする。（1時間の休憩時間除く）

なお、上記業務予定日及び請負業務を実施する勤務時間外においても、業務の都合上必要があると認めたときは、請負業務を実施させることができるものとする。

② 超過勤務時間（①で指定した勤務形態（時間）を超える勤務時間）

超過勤務時間の集計は毎月初日から末日までの時間を合計し、30分未満は切り捨てるものとし、超過勤務の単価は時間内勤務時間単価の125/100単価とする。

通勤費については、単価に含まれるものとする。

【年間予定数量（日数）】 「勤務A・B・C」200日

（内訳：勤務A 100日、勤務B 70日、勤務C 30日）

【年間予定数量（超過勤務時間）】 月4時間×12月＝48時間

③ 宿泊を伴う勤務（上記年間予定数量（日数）に含む。）

校外実習等で宿泊を伴う場合の勤務時間については、原則1日8時間とするが、詳細については別途協議するものとする。

宿泊費（私用雑費は除く最大9,000円。）については実費額を発注者に対し別途請求できるものとする。

（4）請負業務に従事する車両運転者

- ① 車両運転者は、1年間以上の運転業務経験（貨物自動車を含む。）を有し、支障なく運行を行えるものとする。
- ② 受注者は、車両運転者が車両の運行等に支障のない健康状態であることを把握し、国土交通省が認定する事業用自動車運転者に対する適正診断（旅客）若しくは労働安全衛生法に基づく健康診断を行う等、車両運転業務等を安全かつ適切に実施出来る状態であることを確認すること。

（上記①～②について、契約締結後に別紙2を提出することとし、上記②については、健康診断書の写し若しくは誓約書（業務を安全かつ適切に実施するうえで支障が生じる健康状態にないこと（既往歴に発作を伴う疾病等がない）を受注者側が誓約する文書）を契約締結後に提出することとし、車両運転者を変更する場合も同様とする。）

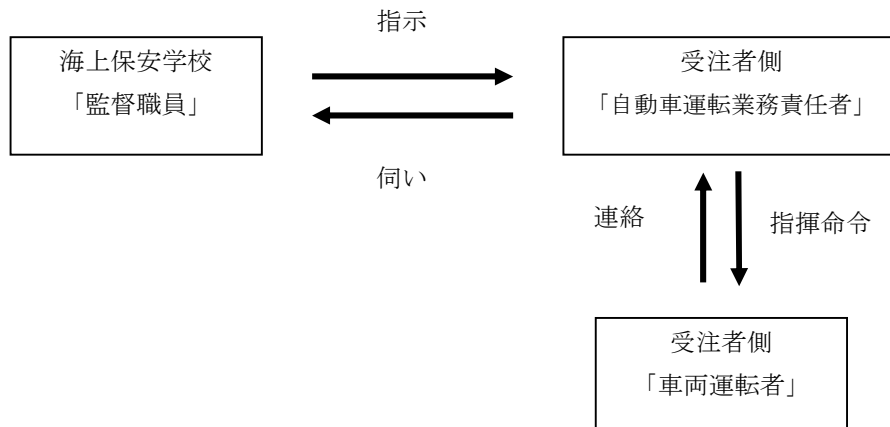
7 責務

（1）受注者

- ① 受注者は請負期間内の請負車両管理中における人身、対物及び車両の事故についてその損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担すること。（但し、自動車賠償責任保険に係るものを除く。）
- ② 受注者は車両運転者が業務の実施に伴い海上保安学校等の物品及び各種設備を故意又は過失により破損等した場合は、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担すること。
- ③ 受注者は自動車運転業務責任者及び車両運転者を定め、その名簿を監督職員へ提出すること。

（2）自動車運転業務責任者等

- ① 自動車運転業務責任者は、車両運転者に別紙3「車両管理要領」に基づき業務を行わせ、車両運転者の指揮管理にあたること。
- なお、指揮命令系統は次のとおりとする。



- ② 監督職員から自動車運転業務責任者へ車両の運行指示を行うので、自動車運転業務責任者は指示された運行計画に基づき、車両運転者にその指示を行うとともに監督職員へ配車を行った旨の連絡すること（連絡方法等については契約後、調整の上、別途指示する。）
- ③ 自動車運転業務責任者は本業務を総合的に管理し、監督職員との協議事項が発生した場合の担当とすること。
- ④ 自動車運転業務責任者は車両運転者より、事故等の報告を受けた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。
- ⑤ 自動車運転業務責任者は、車両管理が適切に行われるよう、毎月及び随時、車両運転者を通じて請負車両の現状を確認すること。
- ⑥ 受注者は、車両運転者の受有する有効な自動車免許証の写しを監督職員に提出するものとする。

8 代金支払

支払いは毎月初日から末日までの勤務に応じた支払いとし、受注者は検査職員による検査合格後、発注者の指定する様式により請求書を作成し、提出すること。

なお、海上保安学校は受注者から適正な請求書を受領した後、受注者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。

9 その他

- (1) 請負車両の燃料は、海上保安学校の指示する方法により、指定した販売店で補給することとし、その費用は海上保安学校が負担する。
また、請負車両の運行に際し必要となる有料道路通行料等は海上保安学校が負担する。
- (2) 請負車両に係わる自動車継続検査（車検）、定期点検、その他通常の修理は海上保安学校が行い、その費用は海上保安学校が負担する。
- (3) 発注者が請負車両を変更する場合は、変更の1ヶ月前までに海上保安学校の監督職員から受注者に連絡し、契約内容について協議する。
- (4) 受注者は自動車運転業務責任者及び車両運転者に対する、業務の履行に必要な知識及び技能（交通

関係法規に関する知識、交通事故防止に関する知識及び技能、運行区域の道路状況及び主要関係施設等の地理的な知識、安全かつ円滑に業務を履行するための知識及び技能）にかかる教育研修制度、運転従事業務等に関する適正診断制度が構築されており、それが確実に実行されていること。

（教育研修及び適正診断の具体的な内容及び結果、研修実施及び適正診断実施の実績を証明できる書類を契約締結前に提出すること。）

- （５）受注者は車両運転者が運転する車両に対して、自動車普通賠償保険契約を締結するものとし、保険金額は、以下の金額以上とする。

保険対象	賠償額	備考
対人賠償	無制限	
対物賠償	無制限	
対搭乗者賠償	1, 0 0 0 万円	搭乗者一人当たり
車両賠償	査定額	

- （６）事故等が発生した場合、迅速に現場へ向かい適切な処理を行う等、迅速かつ責任ある対応による万全な事故処理が可能な体制が構築されており、運転業務の実施に伴い事故が発生した場合は、直ちに海上保安学校に連絡し、海上保安学校と協議の上で、その処理を行うこと。

- （７）夜間等請負時間外に、海上保安学校に関連する事件・事故等緊急事案が発生し、車両の運行が必要となった場合は、海上保安学校が指定する車両の運転者を確保し、迅速かつ確実に運転業務を行える体制が構築されていること。

（連絡体制網を契約締結前に提出すること。）

- （８）本業務において知り得た当庁の秘密事項は、他に漏洩してはならない。

- （９）本契約に関し、本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、自動車運転業務責任者が監督職員との協議により解決するものとする。

- （１０）本調達は、令和７年度予算の成立を条件とする。

別紙 1

運転請負車両

No.	自動車種別（官用車）	規格
1	普通乗合自動車	いすゞ エルガ
2	普通乗合自動車	いすゞ エルガ
3	普通乗用自動車	トヨタ ヴェルファイア
4	普通乗用自動車	日産 セレナ

No.	自動車種別（レンタカー）	規格
1	普通乗用自動車	3ナンバー5人乗り
2	普通乗用自動車	5ナンバー5人乗り
3	普通乗用自動車	3ナンバー8人乗り
4	普通乗用自動車	5ナンバー8人乗り
5	普通乗用自動車	3ナンバー10人乗り

自動車運用要領

車両運転者（以下「運転者」という。）は、自動車運転業務責任者の指示のもと、次の要領により車両の管理・運行を行うものとする。

1. 請負車両管理について、善良なる管理者の注意をもって行い、請負業務以外の目的に使用してはならない。
2. 請負車両の管理は、運行前点検から運行後点検・清掃までとし、常に車両を清潔に保ち、適正な整備及び簡易な修理等を自ら行うなどして点検整備に努めなければならない。
3. 請負車両が運行中に故障し、修理等に長時間を要する場合、または救援を要する場合は、速やかに自動車運転業務責任者及び監督職員に連絡し、必要な指示を受けなければならない。
4. 請負車両を亡失または損傷した場合は、直ちに最寄りの警察署に届け出るほか、臨機の措置をとり、速やかに自動車運転業務責任者及び監督職員に連絡し、必要な指示を受けなければならない。
5. 請負車両運行中に一時駐車する際は、車両から離れてはならない。ただし、やむを得ず車両から離れる場合は、施錠等、車両の盗難及び損傷防止のための必要な措置を講じなければならない。
6. 請負車両は終業後、直ちに指定された保管場所に格納しなければならない。
7. 請負車両を運行する際は、海上保安学校が指示する自動車運転日誌に必要な事項を記入すること。
8. 請負車両を保管場所に格納したときは、施錠等、車両の盗難及び損傷防止のための必要な措置を講じ、車両の鍵を監督職員の指定する者に引き継がなければならない。
9. 常に身だしなみに注意し、丁寧な言葉、節度ある態度を心がけること。
10. 交通法規を遵守し、常に安全に運行すること。
11. 本業務において知り得た当庁の秘密事項は、他に漏洩してはならない。
12. その他、請負車両管理に関し、不明な点があれば、監督職員に確認すること。

別紙2

車両運転予定者

氏名	満年齢※	住所	1年以上の運転業務実務経験の有無	運転業務を支障なく行えるか否か	適正診断が必要な者について、適正と診断されたか否か	超過勤務の可否	健康状態

※令和 年 月 日現在

上記の車両運転予定者は当社の社員であることを証明します。

住所
商号又は名称
代表者氏名